

日銀業第202号  
2024年4月16日

国債発行関係事務についての

日銀ネット利用先 御中

日銀ネット利用金融機関等

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債発行関係事務）」  
の一部改正に関する件

日本銀行と当座勘定取引のない金融機関等であって、国債関係事務についての日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」といいます。）の利用を行っていない者による新規に発行される国債（国債振替決済制度において取扱うものに限ります。）にかかる払込金の払込みについて、日本銀行が承認した他の金融機関等が日銀ネットを利用して代行して払込むことを可能とすることに伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2024年4月23日から実施することとしましたので、通知します。

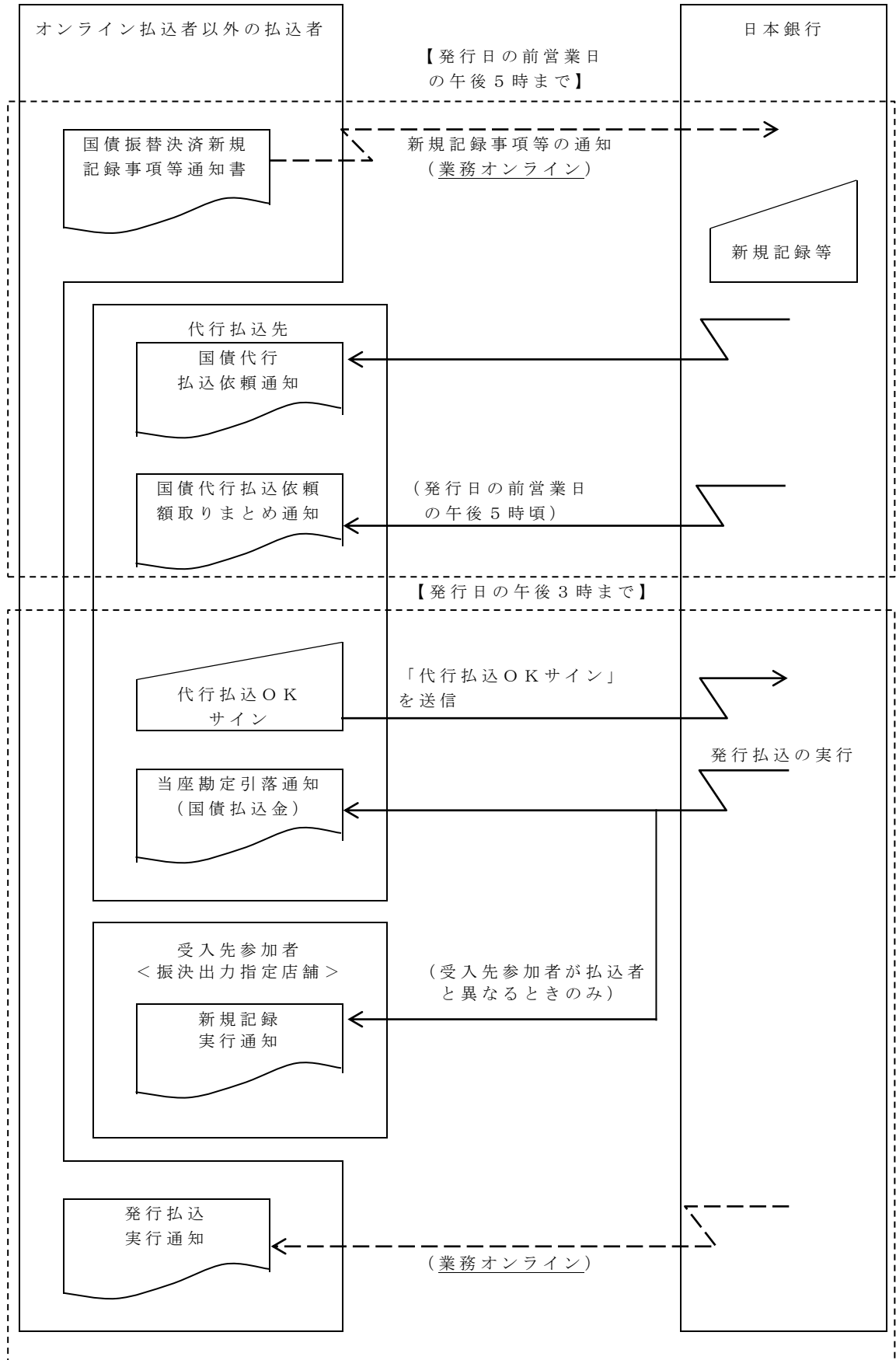
以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債発行関係事務）」中一部改正

- 目次中、「1-4-1-7」を「1-4-1-8」に改める。
  
- 第1編 I. 1. 中、(58)を(59)とし、(39)から(57)までの項番を一ずつ繰り下げ、(38)の次に次の(39)を加える。

(39) 代行払込規則（オンライン払込者以外の払込者分）  
「国債にかかる払込金（日本銀行金融ネットワークシステムの利用金融機関等以外の払込者分）の代行払込に関する規則」をいいます。
  
- 第1編 I. 1. (40)および(43)中、「代行払込規則」を「代行払込規則または代行払込規則（オンライン払込者以外の払込者分）」に改める。
  
- 第1編IV. 1. (2)④中、「オンライン払込者」を「払込者」に改める。
  
- 第1編IV. 1. (2)の（代行払込の場合）を（オンライン払込者を払込者とする代行払込の場合）とし、（オンライン払込者を払込者とする代行払込の場合）の次に次の（オンライン払込者以外の払込者を払込者とする代行払込の場合）を加える。

(オンライン払込者以外の払込者を払込者とする代行払込の場合)



- 第1編IV. 3. (3) (イ. からハ. ままでを除く。) を次のとおり改める (全面改正)。

(3) 代行払込

非取引金融機関等のうち代行払込規則または代行払込規則 (オンライン払込者以外の払込者分) に規定する代行払込依頼者 (以下「代行払込依頼者」といいます。) は、入札発行、募集取扱発行または個人向け国債募集取扱発行の方法により発行される国債の払込金額を代行払込の方法により払込むことができます。

オンライン払込者である代行払込依頼者が代行払込の指定を行うに当たっては、払込金額の払込に関する事務を円滑に進めるため、その都度、代行払込に関する特約において指定した代行払込先の中から選択した代行払込先と十分に連絡をとってください。

代行払込先においては、イ. (イ) の「国債代行払込依頼通知」および同 (ロ) の「国債代行払込依頼額取りまとめ通知」の受信の有無に注意するほか、これらを受信した場合には、当該通知の内容を十分確認したうえで以下の事務を取扱ってください。

- 第1編IV. 3. (3) イ. (イ) を横線のとおり改める。

(イ) 「国債代行払込依頼通知」の受信

日本銀行は、代行払込依頼者が~~2. (1) のオンライン新規記録等において~~代金払込方法として「代行払込」を選択し、代行払込先の選択を行った場合<sup>(注1)</sup>~~(注2)~~には、当該代行払込先に対し「国債代行払込依頼通知」(7213-00100)を送信します。

なお、日本銀行は、代行払込依頼者が2. (2) により代金払込方法を「代行払込」以外の方法から「代行払込」に変更し、代行払込先の選択を行った場合においても、当該代行払込先に対し「国債代行払込依頼通知」(7213-00100)を送信します。

(注1) オンライン払込者である代行払込依頼者は、2. (1) のオンライン新規記録等において代金払込方法として「代行払込」を選択し、代行払込先の選択を行うことにより、代行払込の指定を行うことができます。

(注2) 代行払込依頼者のうち代行払込の指定を行った者を「代行払込依頼

元」といいます（以下同じです。）。  
以下略（不変）

○ 第1編IV. 3. (3) ロ. を横線のとおり改める。

ロ. 発行払込の実行

日本銀行は、オンライン新規記録等代行払込依頼者からの代行払込の指定において選択された代行払込先から「代行払込OKサイン」を受信した場合には、遅滞なく、代行払込先に対し「共通受付済応答」(Z\*\*\*-\*\*\*\*\*)を送信するとともに、代行払込先の当座勘定からの払込金額の引落および国債の新規記録を行います。  
以下略（不変）

略（不変）

○ 第1編IV. 3. (3) ハ. を横線のとおり改める。

ハ. 代行払込に関する事項の変更にかかる取扱い

(イ) 代行払込先の取扱い

代行払込先は、「国債代行払込依頼通知」により通知を受けた払込金額の代行払込を行わない場合<sup>(注1)</sup>には、「代行払込OKサイン」の送信を行わず、代行払込を行わない旨を、当該代行払込にかかる代行払込依頼元および日銀当座勘定取引店<sup>(注2)</sup>に、発行日の午前11時までには必ず連絡してください。

(注1) オンライン払込者以外の払込者から指定を受けた代行払込先は、原則として代行払込を行ってください。

(注2) 略（不変）

(ロ) 代行払込依頼元の取扱い

オンライン払込者である代行払込依頼元は、「国債代行払込依頼通知」の内容の変更（代行払込の指定の取消<sup>(注)</sup>を含みます。以下同じです。）を行う場合には、次のとおり取扱ってください。

以下略（不変）